

(研究ノート) 欧州市場統合と欧州多国籍企業のグローバル化戦略

高田太久吉

はじめに

米国の金融危機（2008年）を契機に表面化した欧州の金融・財政危機のこれまでの経緯は、欧州の福祉国家および欧州市場統合をめぐる従来の歴史的評価の見直しをせまるいくつかの問題点を浮上させた。

第一の問題は、北欧諸国やドイツに代表される欧州型福祉国家あるいは「欧州型ケインズ主義」の特徴付けに関する問題である。我が国の研究者の間でも、従来それを米英型（アングロ・サクソン型/市場原理主義的）新自由主義と対比して、その価値多元主義、労使協調体制、政府の積極的調整機能などの側面を強調する傾向があった。これら二つの資本主義に差異があることは事実であるが、同時にいずれも現代の資本主義経済として共通の矛盾を抱えていることを見落としてはならないということである。実際には、1970年代以降の経済危機とその後進展したグローバル化を背景に、欧州各国でも、程度の差はあるが新自由主義的政策がさまざまな経済分野で実施され、その結果労使間の矛盾が深まり、福祉国家の安定化機能が損なわれ、内的不均衡と外的ショックを吸収する経済システムの調整機能が脆弱化したのである(Hermann, 2007)。今回の未曾有の経済危機が発生した経緯を正確に分析・評価するためには、こうした欧州型資本主義の変質と脆弱化を十分念頭に置く必要がある。

第二の問題は、欧州市場統合が多くの複雑な内的矛盾を乗り越えて現在に至った政治・経済的背景をめぐる問題である。ローマ条約（1957）から、単一欧州議定書（1986）さらにマーストリヒト条約（1991）を経て経済通貨同盟(EMU)および欧州連合(EU)に至る歴史的過程は決して順調なものではなく、市場統合と通貨同盟がはらむ内在的な矛盾（加盟国間不均衡と利益相反）が繰り返し表面化した。とりわけ、市場統合の主導権を握る独・仏の関係には、第二次大戦後両者の外交関係を揺さぶり続けてきた政治経済的矛盾があった。これらの要因は相俟って、1950年代以降の統合過程を、しばしば深刻な隘路に追いこんできた(Dyson, 2008; Deppe & Felder, 1993)。しかし、その都度独・仏両国は妥協と調整によって統合を維持し、おおむね当初の行程表に沿った経済通貨同盟・域内単一通貨の実現にこぎつけてきた。その際、危機に際して独・仏両国が協調を重視した政治・経済的背景については、これまで必ずしも十分な説明がなされてこなかった。市場統合に関する近年の研究は、独・仏政府の政治的選択の背景に、明確に意思統一された欧州財界の強い要求と政策（グローバル化戦略）が作用してきた経緯を明らかにしてきた。そして、このような欧州財界のグローバル化戦略に発する統合推進の動きは、市場統合の前進にともなって、前記の欧州型資本主義の歴史的変容と、労使対立の激化および域内不均衡の拡大を激化させ、結果として、今回の未曾有の経済危機の根源的要因を生み出してきたのである。したがって、欧州市場統合の現段階を歴史的に評価するためには、市場統合と欧州財界のグロ

ーバル化戦略との関係を立ち入って考察することが不可欠の作業と言えるのである。

本稿は、以上二つの問題を念頭におきながら、全体としては第二の問題点——欧州市場統合を推進し、同時に、その矛盾を深刻化させてきた欧州財界のグローバル化戦略——に焦点をあてながら、欧州型資本主義が直面する矛盾および危機の要因を考察してみたい。

I 欧州市場統合の歴史的概観

欧州市場統合への始動

欧州市場統合の始点については、いくつかの見方がありうるが、本稿では 1957 年に仏、西独（当時）、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの 6 カ国間で調印されたローマ条約の成立（発効は 58 年）を一応の始点と考えることにする。その理由は、これによって欧州単一市場の創設が加盟国間の共通の目標として初めて正式に確認されたからである。

ローマ条約にもとづいて単一市場の原型ともいべき欧州経済共同体(EEC)が設立され、(1)域内関税の撤廃と対外共通関税の設定（関税同盟）、(2)域内での人間、財貨、サービス、資本の自由移動、(3)域内非関税障壁の撤廃による貿易拡大、が加盟国間の共通目標として設定された。ローマ条約は、先に発足した欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)に加えて、上記の EEC および欧州原子力共同体(EAEC)を設立したが、これら三つの組織は、後のブリュッセル条約(1965 年調印 67 年発効)によって欧州共同体(EC)として統合された。

（註）加盟国間の共同組織の設立としてはジャン・モネの提案にもとづいて 1952 年に発足した ECSC が欧州統合の歴史に先鞭をつけたと言える。しかし、この段階ではまだ加盟国間に単一市場の形成という共通目標は確認されていない。なお、ローマ条約の交渉過程では、米国のニューディーラーの一部から欧州決済同盟(EPU)の構想が提起され、欧州合衆国構想についても話題になったが、いずれも正式の議題にはならなかった。

ローマ条約成立後、欧州では EEC に対抗するイギリスや北欧諸国による欧州自由貿易連合(EFTA)の結成(1959)、さらに冷戦体制のもとで 1961 年にはベルリンの壁が設置され、また欧州外では 62 年にはキューバ危機が発生するなどの歴史的変化が生じた。この間、欧州統合の動きは緩やかで、1967 年には EC が発足し、ついで 69 年のハーグサミットでは経済通貨同盟を段階的に実現することを目指すことが合意されたが、実質的な意味での単一市場創設に向けての作業は進捗しなかった。

欧州統合への動きがこの時期それほど進展しなかった最大の理由は、フランスがドゴール政権のもとで主権の制限と欧州委員会を始めとする超国家権力の形成に警戒的になり、単一市場創設に向けた政治的合意が容易に形成されなかったためである。さらに、単一市場形成に必要な政府権限の移譲をどのような手順で進めるのかという点についても、この段階では加盟国の間に具体的な合意は存在しなかった。

この第二の点に関して具体的な構想を提示したのが、1970 年に公表されたウェルナー報

告(*Werner Report of 1970*)であった。この報告は、先のハーグサミットが経済通貨同盟の段階的実現を目指すことで合意したことを受けて作成されたものであったが、経済通貨同盟の実現が、(1)全面的かつ不可逆的な域内通貨交換性の保証、(2)資本取引、資本移動の完全自由化。銀行・金融市場の統合、(3)域内通貨間為替レートの変動幅のない完全な固定、という3段階を経て達成されるという構想を提示し、その過程は1980年を目途に単一通貨を導入することで完成するという見通しを打ち出した。また、経済通貨同盟を実現するためには、加盟国間の経済政策の協調と調整が必要であり、財政政策に関しては課税・財政支出、公債発行などに関する政府権限の一部の欧州委員会への移譲、通貨政策に関しては、共同中央銀行システムの形成が必要であると指摘した。

ウェルナー報告は、後の経済通貨同盟に繋がる単一通貨導入、欧州中央銀行制度あるいはユーロシステム(各加盟国の中央銀行を域内金融政策を担当する単一の機構のもとに編成する制度)、安定成長協定などに繋がる重要な構想が打ち出されたという意味で欧州市場統合の大筋をはじめ正式に提示した画期的構想と言える。しかし、その後の経過では同報告は実質的な統合の動きを始動するきっかけにはならず、構想倒れに終わったと評価されている(Giorgiou, 2010, p. 10; 坂田, 2005, p.39)。その理由は、第一に1971年に国際金融市場における激しい投機活動と米国からの金流出を契機にいわゆるニクソンショックが発生し、為替レートの安定化というウェルナー構想の眼目が達成困難になったこと、第二に、マクロ経済政策にかかわる各国の主権の欧州委員会および共同中央銀行システムへの移譲に関して、加盟国間とくにフランスではまだそれを受け入れる政治的条件が整っていなかったことである。

しかし、ウェルナー報告はこれによって全く無に帰したわけではない。経済通貨同盟実現の条件として加盟国間の為替レートの安定化を目指すという目標は、ニクソンショックとブレトンウッズ体制崩壊後の為替市場の混乱とアメリカの「慇懃なる無視」(ドル垂れ流し政策)に対処するために、1972年4月、加盟国通貨の対ドル為替レートを平価の上下2.5%以内に管理するスネーク(へび)と呼ばれる仕組みが導入されたことで継承された。

(註)ただし、発足後のスネークは変動相場制のもとでの通貨投機の激化とドル不安の深刻化、さらに1973年の石油ショック発生などによって翻弄され、イギリス、イタリア、フランスが相次いで一時的離脱に追い込まれた。また、対ドル為替レートの安定的維持が困難になり、域内レートを固定しながら域外為替レート(対ドルレート)を共同でフロートさせる仕組みに移行した。スネークは、1979年に欧州為替レートメカニズム(ERM)によって置き換えられ、域内為替レート安定のための欧州通貨協力基金(EMCF)が創設された。

市場統合を巡る独仏間の確執

ウェルナー構想の実質的な頓挫と1970年代の国際経済の混乱によって、経済通貨同盟への動きは大きな停滞に見舞われ、その状態は1980年代初頭まで続いた。ただし、統合への動きを停滞させたのは、国際経済の混乱だけではなかった。むしろ、もっと大きな要因は、

この時期すでに欧州最大の経済強国に復興・成長したドイツの経済的覇権をめぐる、とりわけ独仏間で深刻化した政治的・外交的摩擦(いわゆる「ドイツ問題」 Deppe & Felder, *ibid.*, 42-44)であった。

そもそも欧州石炭鉄鋼共同体に結実したジャン・モネの構想には、第二次大戦後の欧州の長期的平和を確保するために、戦争に必要な経済資源を加盟国で共同管理し、その中にドイツを組み入れるという発想があったことは広く知られている。その後の市場統合の歴史的過程を通じて、政治的・外交的な主導権を握ったのはフランスであったが、1960年代に急速な経済復興・成長を遂げたドイツは、すでに加盟国の間で経済競争力の点でも経済規模の点でも他の加盟国を凌ぐ経済大国に成長していた。ドイツの経済力の強大化は、フランスを含む他の加盟国の観点からは、統合された単一市場にドイツを繋ぎとめながら、同時にドイツの経済的覇権をいかにして封じ込めるかという厄介な問題を引き起こした。

この問題にもっとも頭を悩ませたのは、ドイツの最大のライバルであるフランスであった。フランスの歴代政権は、政治的・外交的な部面では、第二次大戦での重い負の遺産を引きずるドイツが覇権を握ることは難しいと見ていたが、経済的には、とりわけ域内貿易と通貨調整の面では、ドイツが強大な競争力と通貨(マルク)をテコにして、域内経済の均衡に調整困難な負荷を及ぼす可能性を懸念していた。このために、フランスは経済通貨同盟実現に必要な経済主権の移譲に関して慎重な態度を崩さず、単一通貨導入に関しては、ドイツがマルクを放棄するという微妙な争点にあくまでも固執し、欧州中央銀行の創設に関しても、それが完全にドイツ連銀の影響下に組み込まれることに強い抵抗を示した。

他方、ドイツ側では、共同の金融政策を担当する中央銀行制度がドイツ連銀の伝統にならって通貨価値の維持を最優先し、ドイツの財政と通貨が他の加盟国の無責任な経済政策によって損なわれる可能性を排除するために、「厳しい財政規律」と「中央銀行の独立」という原則に固執した。ドイツ国内では、市場統合よりも戦後ドイツのめざましい経済的成功を象徴するマルクの存続を優先する世論が強く、歴代政権は経済通貨同盟の実現とマルクの存続という二つの目標をどのように折り合わせるかに苦心を重ねた。

1973年以降に政権を担当したシュミット首相は、フランスのジスカール・デスタン大統領との親密な関係を活用して、独・仏間の利害をたくみに調整し、市場統合を進めるための外交的地ならしを行った。彼は、戦後の政治状況のもとでドイツの国益を確保するための外交政策は、孤立した独自外交ではなく、共同市場と欧州協調の枠内で追求される必要があるという考えを強調し、市場統合への国民の理解を広げようとした。しかし、市場統合の実現を優先する彼の政治的立場は、あくまでも中央銀行の独立性とマルクの覇権を重視するドイツ連銀との間にしばしば軋轢を引き起こした(デイヴィッド・マーシュ、邦訳、第2～3章参照)。

シュミット首相を先頭とする統合推進派からの継続的な説得によってドイツ連銀は次第に市場統合の不可避性と単一通貨導入の必要性を容認するようになったが、この問題の政治的決着を促したのは、以下に述べるように、市場統合を求める欧州財界の政治的動きで

あった。

II 経済通貨統合を推進した欧州財界の動き

市場統合再始動にむけた独仏融和

1970年代初頭の国際経済の混乱とそれに続く経済不振（スタグフレーション）、さらには独仏間の複雑な外交的矛盾によって長らく停滞をつづけていた市場統合が新たな前進を開始する契機になったのは、1980年代初頭の数年間にフランスのミッテラン大統領とドイツのコール首相との間で市場統合推進にむけた妥協と相互理解が進んだことであった。

（註）1970年代は全体として市場統合の停滞期であったが、まったく新しい動きがなかったわけではない。具体的には、1978年に欧州理事会はウェルナー報告で提起された経済通貨同盟（後述のドロール報告が提起した経済通貨同盟とは別）が欧州統合の目的であることを再確認した。これを受けて、翌79年には欧州通貨制度(EMS)が発足し、域内通貨バスケットである欧州通貨単位(ECU)を将来の単一通貨導入までの為替相場表示基準とし、これを域内準備通貨、決済通貨として使用することで資本取引の活発化を図る措置が実施された。これによって、ドイツマルクが域内通貨のアンカー（基準通貨）であることが承認され、以後ドイツ連銀が域内通貨為替政策の主導権を握ることになった。なお、ECUは1999年のユーロ導入によって廃止された。

この二人の政治指導者のうち、コール首相が統合推進に積極的に関与した背景は比較的明確であった。かれは、東西ドイツの統一がきわめて遠い将来の課題であると見ていたが、市場統合の実現と、その過程でドイツがフランスと協調して積極的な役割を引きうけることが、統一実現に対する欧州各国の理解を得る最良の方途であると考えていた。このために、ドイツ国内では抵抗があったが、ミッテランの経済政策での側近であったドロール元財務相の欧州委員会委員長への就任を受け入れた。

他方、ミッテラン大統領は元来は市場統合に消極的であったが、政治戦略上は、市場統合を実現し、単一市場の枠組みにドイツ経済を組み入れることが、欧州の恒久的平和にとって不可欠の課題であると考えていた。かれは、統合の条件として、マルクに代わる新しい域内共通通貨の導入という一点では妥協しなかったが、通貨価値の安定と財政規律を重視するドイツ連銀の立場に以前よりも理解を示すようになった。

しかし、欧州市場統合を再始動させた歴史的要因をめぐる最近の研究は、従来の歴史家が注目してきた独仏政治指導者の政治的・外交的思惑だけではなく、さらに重要な政治経済的要因に注目するようになってきている。それは、1980年代に顕著になったグローバル化と国際競争激化を背景に、欧州レベルでの競争力強化と産業再編をめざす欧州多国籍企業を中心とする財界とそのロビー組織の活発な活動である(Cowles, 1995; Balayá et al, 2000; Woll, 2006)。

欧州財界の市場統合への積極的関与

1957年のローマ条約によって欧州統合が動き出した後、1980年代になるまで、欧州の企業と財界団体はこの歴史的動きに積極的に関与しようとはしなかった。財界から見れば、欧州統合はジャン・モネの構想が示しているように、さしあたり欧州における「ドイツ問題」を解決するための政治的・外交的な動きであり、直接に企業活動に影響する問題とは考えられなかったのである。

さらに、1960年代には、ドイツ経済の高度成長をはじめ、欧州経済が比較的順調な成長を遂げた時代で、財界の主要な関心は自国経済の成長継続と米国市場への進出であり、自らの競争基盤として単一市場を創設するという発想はいまだ希薄であった。さらに、ブレトンウッズ体制の崩壊と石油ショックを経験した70年代には、肝心の市場統合の動きが停滞し、欧州通貨が相次いで為替レート切り下げに追い込まれ、有力メディア(*Financial Times*)が欧州共同体(EC)の「死亡記事」を掲載する状況で、財界は統合の実現自体を依然疑問視していた。

この状況に一大転機をもたらしたのは、1970年代後半以降世界的な成長率鈍化とスタグフレーションを背景に輸出増加に活路を求める大手企業の国際競争が活発化し、欧州の多国籍企業経営者の間に、米国企業、日本企業との競争に共同で対処し、自らの国際競争力の基盤として欧州市場を統合するという発想が強まったことであった。また、欧州の多国籍企業(経営者)が、統合された欧州市場を共通の基盤として米日企業との国際競争に臨むという発想を共有するようになり、この発想を欧州統合の政治的動きに結び付ける契機になったのは、前述のミッテラン大統領とコール首相の間に醸成された市場統合にむけた政治的妥協が、市場統合の最大の障害である「ドイツ問題」に解決の糸口をもたらしたことであった。

1980年代初頭になると、米国におけるレーガン政権の成立(強いアメリカの提唱)とボルカーショック(大幅金利引き上げ)による世界不況が契機になって、欧州財界の内部で経済不振を克服する方途として市場統合への積極的な関心が高まった。この変化をみて新たな行動を起こしたのは、スウェーデンの大手自動車会社ボルボの最高経営責任者ペール・ジレンハマーであった。かれは、欧州企業が強まる国際競争に勝ち残るためには経済成長を促進し、新たな産業を育成し、産業基盤を整備する欧州レベルの新しい政策(Marshall Plan for Europe)が求められているが、そのためには、欧州統合を進捗させられない政治家や統合に無関心な既存の財界ロビーをあてにするのではなく、志を共有する財界人が結集し、他の欧州企業と経営者に対して積極的な呼びかけを行い、市場統合の実現に向けて政治的イニシアティブを発揮する必要があると考えた。

ジレンハマーは、まず欧州の代表的企業経営者の中から彼の発想に共感し、かつ政治的影響力を備えた17名の経営者をリストアップし、米国のビジネス円卓会議(米国の有力200企業のトップ経営者が個人で参加する財界ロビー)に倣った「欧州産業人円卓会議(ERT)」の設立(1983年)を呼びかけた。同時に、ジレンハマーは欧州の他の有力経営者と経営者

団体に接触し、ERTの目的と必要性について幅広い財界関係者の理解をとりつけた。

(註) 以上の経過については Cowles (1995)を参照されたい。ERTそれ自体についての詳細な調査資料は見当たらないが、簡単な紹介としては Prenner(2003)および Balanyá et al, *ibid*, pp.19-36.を見てほしい。なお Balanyá et al, (2000) 巻末 Appendix 1によれば、1999年現在ERTのメンバーは45名に増加している。

それだけではなく、彼はかねてから親交のあったミッテラン仏大統領および彼の側近達と会合をもち、独仏の政治的妥協の必要性を訴え、大統領から市場統合への積極的賛同を引きだすのに成功した。また、彼は自らの豊富な人脈を利用して欧州委員会を始めとする欧州機構の中枢部と意見・情報を交換するチャンネルを確保し、以後ERTはさまざまな会合、パンフレットやメモランダムを発行、声明その他の方法で財界の期待と要求を欧州委員会に伝えた。また、ERTから派遣された専門家の多くが、欧州委員会のさまざまな専門家・ワーキンググループのメンバーとして参加し、欧州委員会の政策判断と意思決定に直接的な影響力を及ぼすようになった。この結果、欧州委員会が打ち出す政策や指令の内容は、その多くがあらかじめERTによって準備されるか、ERTが伝達した要求をオーソライズしたもので占められるようになった(Corporate Europe Observatory, 2007; ALTER-EU, 2008)。

ERTに集まった経営者達の主目的は、モザイクのような欧州市場を単一市場に統合し、これをベースにして企業活動を支えるインフラ整備や研究開発を進め、競争力強化のための新投資と産業再編を活性化することであった。このためにかれらが当面重視した課題は、欧州レベルの新投資を担当する共同ベンチャー・キャピタルを立ち上げること、および、欧州全体の地上輸送網を整備することであった。この課題に沿って、英仏を繋ぐユーロルート計画、北欧とドイツを結びつける大規模高速道路網建設、さらには、欧州全体にまたがる高速鉄道網の建設などの構想が打ち上げられた。

欧州市場統合の進捗に関連して言えば、ERTの最大の成果は1986年の単一欧州議定書(Single European Act: SEA)の成立であったと言えよう。1980年代前半期は、独仏間の政治的妥協の醸成をふくめ、各国金融政策のドイツ連銀への追随、財政政策の調整、さらには欧州委員会での全会一致原則の取り扱いなど、さまざまな側面で統合推進にむけて加盟国の「学習」が進んだ時期であった。1983年以降、ERTはこの学習過程で先導者の役割を果たしたが、単一欧州議定書の原案を準備したのも、やはりERTの主要メンバーの一人でPhilips社(オランダの電器会社)の最高経営責任者・ワイセ・デッカーであった(*Dekker Plan; Europe 1990*)。

デッカーは、1985年1月にブリュッセルで開催され、欧州委員会の委員の多くも参加した会合で報告し、1990年までに市場統合を実現するための課題とステップを一括的に提示した。それは、単一市場実現への具体的な行程表を提示しただけではなく、それに必要な域内貿易障壁の撤廃、政府調達市場の開放、技術基準の標準化、財政政策の調整の4つの

課題を提起した。また、単一市場を創設するためには、欧州レベルの運輸システムとデータ通信システムの整備が不可欠であることを指摘した。

デッカープランが発表された直後に新たに欧州委員会委員長に就任したドロール（ミッテラン政権の元財務相）は、欧州議会での演説で、「国境なき欧州」という概念を提起し、デッカープランで提示された単一市場実現に向けての欧州財界の期待を欧州委員会の正式の方針として代弁し、遅くとも 1992 年までに単一欧州市場を創出する構想を打ち出した。このドロール構想は、直接には欧州委員会委員であるコックフィールド卿が作成した『白書』(*White Paper: Single Market Program*) を拠り所にしてしたが、この『白書』自体が前記のデッカープランを下敷きにした文書であった。

この演説に沿って、ドロール委員長が政治的手腕を駆使して 1986 年に成立にこぎつけた単一欧州議定書は、1992 年までに域内の貿易の障害を基本的に撤廃し、財だけではなく、労働、資本、サービスの域内自由取引を実現し、先のウェルナー報告で構想された目標を上回る高次の経済通貨統合(EMU)にむけて前進するという目標を掲げ、1992 年のマーストリヒト条約、さらには 93 年の(EU)成立にむけての進行予定表(time table)を提示した。

ただし、単一欧州議定書は、統合推進にむけての加盟国間の合意形成を重視する立場から、加盟国間の法制度の調整については基本的なレベルに止める一方、全会一致原則を緩めて意思決定の迅速化を図り、欧州議会の立法権限強化に一定の配慮を加えた。また、今後の統合過程が加盟国の経済的・社会的統合性(cohesion)を過度に損なわないように配慮し、健康・安全基準を考慮した労働条件の確保、統合の経済的合理性についての理論的・技術的説明責任の保証、労使間の話し合いを始めとする労働慣行尊重など一定の社会政策的配慮を盛り込んだ。

(註) このような欧州財界の要求を軸にしながら、戦後欧州型福祉国家の要素を加味し、加盟国間の協調を維持すると同時に労働組合の支持を取りつけながら市場統合を進めるというドロールの戦略は、1989 年 4 月に公表されたいわゆる『ドロール報告(Delors, 1989)』に取りまとめられた。この文書について、ユーロ成立までの政治過程を詳述したディヴィッド・マーシュ 前掲書) は次のように評している。「(報告書には) 政策決定ではなく、さまざまな選択肢や提案が列挙されていた。報告書は EMU の目的として、資本移動の完全自由化、金融市場の十分な統合、不可逆的な通貨の交換性、取り消し不能な為替相場の固定化を組み合わせることを規定していた。国民通貨の単一通貨による置き換えは広範な選択肢のなかの一つにすぎなかった・・・報告書は数多くの重要なピースが抜けている巨大なジグソーパズルのようであった」とはいえ、報告書は「EMU を運営するためには新しい通貨機関が必要である」という点、さらにこの欧州中央銀行制度とでも称すべき制度が「自立的な共同体機関として完全な地位が付与され、物価安定の目的にコミットする」という点では明確であり、これは言うまでもなくドイツ連銀の了承を取り付けるための要件であった。

ドロール報告に提示された市場統合に向けての戦略は、単一市場を基盤にした欧州経済

の活性化を求める財界の要求、財政規律と通貨価値の安定を優先するドイツ政府とドイツ連銀の要求、欧州型労使慣行と福祉国家の諸制度を維持したい労働組合、強いドイツ経済を組み込みながら加盟国間の均衡を維持する必要性など、必ずしも相いれない複雑な課題をあいまいな形で盛り込んでいた。同報告は経済通貨統合の実現を優先し、具体的な時間表を提示したが、ドイツ連銀のペール総裁（当時）は「報告ができあがった時、欧州中央銀行をとまなう通貨同盟が予測可能な将来に実現するとは考えてもいなかった・・・他の欧州諸国が黙ってドイツ連銀モデルを採用する可能性は低いと思っていた」と述懐している（マーシュ、前掲書、209 ページ）。

しかし、その後の経過としては、独仏間の複雑な政治的・外交的確執は依然として続いたが、1989年に冷戦体制が崩壊し、東西ドイツの統一が喫緊の課題として国際政治の日程に上ったことで、EMUと単一通貨のもとにドイツ経済を組み込むというミッテラン大統領の戦略とそれを具体化したドロールの構想が、欧州政治家の間で緊急性を帯びて受け止められるようになった。その際、ドイツ政府がマルクに代わる単一通貨の導入を受け入れる姿勢を明確にしたことで、市場統合の最大の障害が除去された。1989年末にストラスブールで開催された欧州首脳会議では、EMUに関する政府間協議にむけて各国が準備に入ることによって合意が成立し、これを受けて欧州委員会は単一通貨導入の経済的合理性（欧州最適通貨圏の理論）を説明する資料(*One Money, One Market*, 1990)を公表した。

（注）ただし、マーシュ（前掲書）は、ドイツが統一の見返りにマルクを放棄するという問題が正式の交渉の議題になったことはなかったと記している（226 ページ）。他方、フランスの有力政治家は、「ドイツの統一と欧州通貨同盟の創設との間にはバランスがあった。両方のプロセスはベルリンの壁が崩壊してからともに加速化した」と述べている（234 ページ）また、EMUの経済的功罪を検討した一研究(Wyplosz, 2006)は、ドロール委員長が報告作成を急いだ背景に、ベルリンの壁崩壊がEMUの実現を政治的に加速するとの判断があったと指摘している。

ただし、経済通貨統合に向かって進むという政府間合意はドロール委員長の政治的手腕と冷戦体制崩壊という政治的要因によってのみ促されたわけではない。1986年の単一欧州議定書成立以降、ERTを中心とする欧州財界は、欧州議定書の内容の実現を政治家に促すための組織的活動を一層強化した。ERTは、組織強化のためにメンバーの拡大を図る一方、各国の統合実現に向けた進捗状況をチェックし、政府と政治家に一層の努力を迫るための組織作りに取り組んだ。ERTは、ロビー活動の陣容を強化し、サッチャー英首相を含む主要国首脳やドロール委員長を含むEC官僚上層部との接触を繰り返し、市場統合にむけて政治が十分なイニシアティブを果たさない場合には、欧州企業は投資を域外に移し替えるであろうという脅かしを伝え続けた。

（注）欧州市場統合をめぐるERTの政治的役割について筆者が知る限りもっとも詳細な調査を行ったマリア・コウルズは、次のように記している。「財界指導者の特異な活動に目を向け

ないで単一市場計画が推進された背景を説明することは不可能である。ERT は、耳目を引くプロジェクトや指導的官僚との会合を利用して、統合された市場の必要性を政治課題に押し上げることに成功した。欧州統合の歴史上初めて、欧州のトップ経営者達は自分たちを組織し、欧州政策を公に取り上げ、単一市場計画に関するアジェンダを設定した。ERT メンバーはマーストリヒト条約として実を結んだデッカープランを始めとするさまざまな提案と代案を効果的に提供した。企業経営者達は、単一市場を追求するドロール委員会の努力に政治的支援を与えた。さらに ERT メンバーは、政策的選好の変更に、したがって単一市場と単一欧州議定書をめぐる政府指導者の賛否を左右するうえでも、影響力を発揮した。なかでも、フランス大統領フランソワ・ミッテランに及ぼした影響は特筆すべきものであった。最後に、企業家グループは、単一欧州議定書成立後の数年間、1992 年プロジェクト（マーストリヒト条約、引用者）の実現を確実にするために、国内と欧州レベルの政府指導者と財界指導者に呼び掛けることでも、決定的な役割を果たした」（Cowles, 1995, p.521）。なお、EU レベルの意思決定に影響を及ぼしているさまざまな財界および市民グループの活動の概況と、これをめぐる研究動向については、Eising(2008)を参照してほしい。

Ⅲ 欧州市場統合における新自由主義路線の強まり

英米型と異なる欧州型新自由主義

1970 年代から 80 年代の中ごろまで停滞していた欧州市場統合の動きが、1986 年の単一欧州議定書の成立とその実現の筋道を示したドロールプランによって再始動することになった背景に、市場統合の推進をはかる欧州財界の要求と積極的なロビー活動が決定的な役割を果たしたことはすでに説明した。しかし、市場統合をめざす欧州財界の狙いは、かれらの活動が活発化した 1980 年代前半期から 1990 年代初頭の市場統合の実現を経て今日まで、必ずしも首尾一貫していたわけではない。

1970 年代末から 80 年代初頭にかけての時期は、イギリスにおけるサッチャー政権やアメリカのレーガン政権の成立に象徴されるように、政治的には新保守主義、経済政策の面では企業活動に対する規制を緩和し、労働組合を敵視する新自由主義的政策が世界的に強まった時期であった。しかし、市場統合を推進する欧州財界の立場は、米英で強まった新自由主義的政策とはいくつかの点で異なっていた。

第一に、欧州財界が期待する市場統合は、域内における交易の制度的障壁を取り除き、域内での財・サービス・資本・労働の自由移動を実現しようとするものであったが、それは域内市場を米国や日本の企業との国際競争に直接さらそうとするものではなく、統合された市場を欧州企業の競争力をささえる基盤として確保しようとする保護主義的あるいは地域主義的側面をもっていた。また、欧州企業は、単に障壁のない単一市場の実現だけではなく、その内部において、欧州レベルのインフラ整備と産業基準の標準化を進めるために、各国政府による協調的で積極的な介入・投資を期待していた。さらに、かれらは域内における競争力強化のために産業再編と資本集中を促進する制度的要件の整備を求めている

たが、米国企業が欧州企業を自由に買収することには警戒的であった。

第二に、欧州財界は、市場統合が域内の競争を活発化し、移民労働者の増加や労働条件の多様化をもたらす、労働市場の自由化と労働組合の交渉力低下が進むことを期待したが、加盟国に広く定着した労使共同決定の仕組みを根こそぎ廃止することまでは考えていなかった。財界は移民労働の積極的な導入が域内の賃金コストの抑制を容易にすると期待していたが、第二次大戦後に定着した社会保障制度や労働者の権利に正面から攻撃をかけることが加盟国間の矛盾と政治的不安定を招来することを十分念頭においていた。要するに財界は、欧州における市場統合は、いわゆる欧州型多元主義や福祉国家の基本的な仕組みと正面から衝突しない筋道で段階的に進める必要があることを認識していたのである。

(註) 財界のこうした懸念に十分な根拠があることは、2005年に実施された欧州憲法をめぐる国民投票でフランスとオランダで「ノン」の結果がでたことで実証された。この結果は、当該の2国だけではなく、多くの加盟国の労働者と市民の間に、単に自らの主権の一部を自らが関与できない欧州機関とその官僚機構に委ねることへの不安だけではなく、欧州統合の進展自体が各国社会保障制度の切り下げ、健康・安全基準の切り下げ、失業増加と労働条件の劣悪化、経済成長率の低下などをもたらすという懸念が広がっていることを示している。ただし、これまでのところ、ETUCを始めとする欧州の労働組合は、市場統合における欧州財界の戦略とその危険性を的確に分析できていない。これは、労働組合がドロール構想とそれを継承するリスボン・アジェンダを批判できず、市場統合を労働者・市民の立場に立った欧州型社会モデルの刷新に結び付ける有効な方策を提示できないでいる大きな理由である(Storey, 2008)。

市場統合に対する欧州財界の姿勢にはこのように米英のレーガノミックスやサッチャーリズムとは異なる独自の立場と固有の矛盾が反映されていたが、市場統合をめざす欧州財界の政策をさらに複雑にしたのは、グローバル化のもとで強まる国際競争に対する戦略をめぐって、財界内部に基本的な利害の不一致があったことであった。

EUの経済政策と欧州財界との関連について興味深い一連の論文を発表してきたヴァン・アペルドーンは、単一欧州議定書を画期とする欧州統合の再始動によって、グローバル化をめぐる欧州財界の戦略の不一致はかえって表面化したと指摘し、財界内部のグローバル化対応戦略を以下の三つに整理している(Van Apeldoorn, 2006)。

(A)グローバル化と国際競争の激化を欧州企業にとって新たな、かつ不可避的な「脅威」と見なし、市場統合によって欧州企業のための巨大なホーム市場を形成し、これをベースにして国際競争に打って出ることをめざす新重商主義的戦略。これは主として伝統的産業分野の企業経営者間で共有された戦略である。この立場からは、市場統合は域内企業の競争力強化の手段であり、競争の障害となる社会保障制度や労使慣行の「改革」が重要な目標に挙げられる。また、東方拡大を始めとする加盟国の増加(域内市場の拡大)もこの戦略と整合的である。

(B)域内市場の自由化は海外の競争企業にとっても適用されるべきであり、自由化を主軸とする市場統合によって欧州市場の魅力を高めると同時に、欧州企業がアメリカやアジアその他の地域においても積極的に市場を獲得する可能性を重視する新自由主義的戦略。これは主として金融・サービスなどグローバル化が進む産業分野の経営者が支持する戦略である。この立場からは、域内だけではなくグローバルな基準で交易と投資の障害を可能な限り除去する規制緩和、諸制度のグローバル標準化、企業活動への政府介入の制限が重要な目標に挙げられる。

(C)主として労働組合や各種 NGO などが支持する戦略で、欧州型多元主義と福祉国家の成果を維持するために、統合された欧州市場を欧州レベルの公的規制のもとに「埋め込み」、社会的市場経済や労使共同決定に代表される欧州型社会モデルの新しい可能性を拡大する戦略。欧州市場の保護を重視する企業経営者の間にも一定の支持があるが、大手企業や多国籍企業の経営者の間では少数意見である。しかし、市場統合への労組や市民の支持を確保するためには財界も欧州委員会もこうした立場を無視することはできないという意味では、欧州統合の帰趨に少なからざる影響を与えた立場であった。

ヴァン・アペルドーンによれば、欧州財界の間では言うまでもなく上記三つの戦略の中で(a)新重商主義的戦略と(b)新自由主義的戦略の二つが優勢であった。かれによれば、1983年に ERT が設立された時期には、欧州の大企業経営者の多くは伝統的産業に属し、自らの競争力を発揮できる巨大で保護された欧州市場の成立を重視する新重商主義者であった。したがって、かれらが域内交易の障害除去を中軸とする単一市場の成立を強く支持したのは自然の成り行きであった。

しかし 1990 年代以降経済のグローバル化が急速に進展し、欧州多国籍企業の域外との交易や資本取引が増大するにつれて、また、産業分野としてはグローバル市場を指向する金融・サービス分野の重要性が高まるにつれて、欧州財界のグローバル化戦略をめぐっては、次第に当初の新重商主義的・地域主義的戦略に代わって、多国籍企業のグローバルな活動に対するあらゆる障害の除去を求める新自由主義的戦略が次第に優勢になっていった。

後述するように、単一欧州議定書をへて EMU・単一通貨導入を達成した後の EU のグローバル化への対応はいくつかの軌道修正を経験することになるが、そうした軌道修正は、単に欧州委員会の貿易担当機関の政治的判断の変化だけではなく、かれらの判断と政策立案に直接的な影響力を及ぼした欧州財界とそのロビー組織のグローバル化戦略の変化を考慮に入れて理解する必要があるのである。

(註) 欧州財界のグローバル化戦略をより新自由主義的路線にシフトさせたもう一つの重要な要因は、市場統合をめぐる米国多国籍企業の要求とそのロビー組織の活動である。米国財界のために欧州市場統合に関する情報を収集し、欧州委員会を中心とする欧州機関に米国多国籍企業の要求を伝える役割を果たしたのは米国商工会議所(American Chamber of Commerce:ACC)であった。ACC は全米のさまざまな商工会議所を統括する組織であるが、

その中心になっているのは様々な分野の多国籍企業の経営者達である。ACCは、1978年に欧州理事会が EMU を市場統合の目標として再確認したことを受けて、市場統合に関する情報収集と EU 機関に対するロビー活動のための内部組織として米国商工会議所 EU 委員会(The EU Committee of AmCham)を立ち上げた。これは、EU 域内に膨大な投資権益を保有する米国の多国籍企業が、EU の域内法制と対外政策によってその利権を損なわれたり、活動が制約されるのを警戒しての措置であった。ACC/EU 委員会は、欧州機関との直接的なチャンネルを確保するために 1985 年にブリュッセルに活動拠点を開設し、ERT や UNICE と並んで市場統合を推進する立場から EU 機関の政策立案プロセスに積極的な影響を及ぼすようになった。ACC/EU 委員会に参加する米国企業の数、1988 年の 59 社から、1995 年には 133 社に増加し、さまざまなワーキンググループや小委員会を組織して活発な情宣活動を展開し、さらに米国政府の貿易担当機関と密接な関係を維持して欧州市場統合が米国多国籍企業の権益と活動の自由を拡大するように政治的圧力を強化した。こうした背景のもとで EU と米国は 1995 年に環大西洋ビジネス対話(TABD)を立ち上げ、これを通じて欧州多国籍企業が新重商主義的路線を放棄し、より積極的なグローバル化戦略を展開するように促した。これは EU の競争戦略の新しい展開を示すリスボン・アジェンダ(後述)の採択を促した重要な要因であった。なお、1990 年代以降の米国の対 EU 政策と ACC/欧州委員会の活動については、Peterson & Cowles, 1998)を参照されたい。

リスボン戦略による市場統合路線の転換

1990 年代初頭に EMU という形で欧州財界が望む単一市場が実現した時期には、グローバル化が当初の予想を超えて進展し、その後、欧州の有力企業の域外取引と資本輸出が増加するにつれて、地域主義的・保護主義的な統合戦略(新重商主義)はずでに多くの欧州企業にとって時代遅れな戦略に変わっていた。ある研究によれば、欧州の売上高上位 19 企業の域外取引の割合は、1987 年から 2000 年の期間に 34%から 46%に増加している。また国連の調査によれば、90 年代を通じて海外直接投資の総額は年率 20~30%の割合で増加したが、そのうちの 3 分の 2 は、欧州企業によるものであった。こうした企業活動のグローバル化が進んだ結果、欧州の有力企業の経営者と欧州機関の官僚たちの中で、当初の地域主義を脱皮し、むしろグローバル化に積極的に対応するために欧州市場を開放し、欧州レベルのインフラ整備と産業再編によって、企業の競争力を高めることが重要と考える勢力が次第に増加するようになった。

(註) 欧州市場統合と並行して進められた GATT ウルグアイラウンド(1986-94 年)において、EU 諸国が農業、知的所有権、金融をふくむサービス分野の自由貿易をめざす世界貿易機関(WTO)の発足のために、米国と並んで積極的に関与した経緯がこの消息を如実に物語っている。さらに象徴的なのは、1995 年から OECD を舞台として開始された多数国間投資協定交渉への EU の積極的な関与である。この交渉では 97 年にほぼ出来上がっていた協定草案が何

者かによってリークされ、その内容を知った世界の有力労働組合と NGO が活発な反対運動を展開し、こうした国際世論の強い反発のもとで 98 年 10 月に MAI 交渉は最終的に打ち切られることになった。しかし、金融を含むサービスの自由化と投資自由化をめざす EU 主要国はその後 WTO を舞台に交渉の継続を図った。MAI の経緯と、この交渉が WTO のシアトル閣僚会議の流会で最終的に破綻した転末については拙稿 (2001;2003) を見られたい。

欧州市場統合の戦略的重点が欧州市場の地域主義的統合からグローバル化に積極的に対応する競争戦略に転換したことを象徴するのが、2000 年 3 月に欧州理事会が採択したリスボン・アジェンダ (European Parliament, 2000) であった。

採択された文書は、まず始めに経済のグローバル化と知識主導型化が急速に進んでいる状況を指摘し、この変化に対応するために、今後 2010 年までの 10 年間に EU が直面する新しい戦略的課題として、「世界でもっとも競争力のある、動的で知識依存型の経済」の構築を掲げている。そして、この課題を達成するための必要条件として、以下の 3 点を挙げている。

(A) 知識依存型経済社会への移行を準備する情報化社会と研究開発のための政策、および、競争力強化とイノベーションのための構造改革を域内市場の完成によって加速させること。

(B) 欧州型社会モデルの刷新、人的投資 (教育・訓練など)、社会的排除との戦い。

(C) 適切なマクロ経済政策ミックスの適用によって、健全な経済見通しと経済成長を促す展望を維持すること。

この文書に署名した政府首脳によれば、これらの戦略を達成するために、あらゆるレベルで欧州型社会モデルの継承に配慮した「新しい開かれた調整方式 (open method of co-ordination: OMC)」をさらに改善すること、同時に、戦略の一貫性を高め、作業の進捗を監視するために、欧州閣僚理事会の指導的、調整的役割を一層強化することが必要である。

以上のようなリスボン・アジェンダが採択された背景について、EU の競争戦略を分析した一研究 (Bieling & Schulten, 2001) は、次のように解説している。1990 年代を通じて欧州企業のグローバル化が進んだが、資本市場 (証券市場) の統合は銀行市場に比較して依然として不十分な状態に止まっていた。財界の立場からは、競争的・知識依存型経済への移行に必要な基盤整備と産業再編を進めるためには資本市場の統合が不可欠であり、その指針として欧州委員会が作成したのが金融サービス・アクションプラン (1998) であった。これは、欧州における「株主価値重視の企業統治」強化をめざしたものであったが、同年カーディフで開催された欧州首脳会議で採択されたリスクキャピタル・アクションプランによって補強され、これら二つは欧州における金融市場統合の指針となった。さらに、知識依存型経済に関しては、2000 年に "eEurope" と名付けられた別のアクションプランが作成され、これら三つのアクションプランがリスボン・アジェンダの柱になっていた。

(註) 上記の研究は、リスボン・アジェンダの欧州経済への影響についてつぎのように総括している。「リスボン戦略に含まれる措置は、全体として、金融市場の規制だけではなく、企業と投資家の関係、企業統治様式に関連している。少なくともこの点で、それらは労使関係に甚大な影響を及ぼすであろう。欧州経済のイノベーションと再活性化とが最優先課題とされている。その結果すくなくとも波及効果として、アングロ・サクソン型企業文化が欧州型企業統治制度の中により強固な根を下ろすことになるだろう。・・・正確な帰結がどのようなものであれ、国境を越えた資本取引の増加を念頭におけば、とりわけ社会的規制、社会保障、および雇用様式に関わる問題はますます市場的競争の結果に委ねられるようになるであろう(Bieling & Schulten,ibid, p.11)」

上記のビーリング／シュルテンによれば、リスボン・アジェンダは経済のグローバル化のもとで企業活動の自由拡大を求める欧州財界の要求をに反映したものであり、とりわけ労働市場の自由化による労使関係の変容をねらったものであったが、必ずしも共同決定をふくむ欧州型労使関係の全面的な改変を意図したものではない。そこで目指されているのは、欧州型モデルに特徴的な協調主義的原則の廃棄ではなく、競争力強化にむけたその適応である。この点は、リスボン・アジェンダの三つの必要条件の中の(B)に具体的に表れている。ここで強調されている「欧州型社会モデルの刷新」という課題は、「人的投資」および「社会的排除との戦い」という労働政策的課題と並んで挙げられており、グローバル化と情報化に適応できる知識やスキルの習得・育成・訓練を通じて、労働力の質を財界が求める意味で再定義し、高めることが目指されている。

リスボン・アジェンダに示された欧州財界と欧州委員会の見解によれば、欧州統合の成功は多数加盟国の合意の確保と安定的な労使関係に依存している。これら二つの要件は、いずれもグローバル化と国際競争の激化によって脅かされる脆弱性を含んでおり、欧州統合はグローバル化と国際競争がそれらの要件を根こそぎにしないやり方で進められなければならない。このやり方は「開かれた調整方式」と呼ばれた。そして、競争力強化を前面に掲げながらも加盟国の主権尊重と安定的労使関係に依拠する欧州型社会モデルへの一定の配慮を加味したリスボン・アジェンダは、欧州の財界だけではなく、ETUC を始めとする有力労働組合からも積極的に支持された。

(註) リスボン・アジェンダに表現された、欧州型社会モデルのいくつかの構成原理を維持しながら、グローバル化に対応する財界寄りの競争政策や労働政策を段階的に進める方式を、前記のヴァン・アペルドーンは「組み込まれた新自由主義(embedded neoliberalism)」と呼んで、米英型の「市場原理主義的新自由主義と区別している。かれが提示したこの新しい概念は、欧州市場統合と新自由主義の関係をとり上げた他の研究者によって注目されている(例えば、Maselnik,2010)。

リスボン・アジェンダから「グローバル欧州」へ

リスボン・アジェンダは、グローバル化に焦点をあてて、欧州経済の競争力強化を市場統合の最優先課題に掲げた点で、妥協と調整による統合推進を優先してきたドロープランからの軌道修正を意味した。しかしここでは依然として、欧州財界だけではなく各国政府、労働組合、NGO 他の支持を取り付けるために、加盟国の主権と従来の欧州型社会モデルの継承に一定の配慮が加えられており、急激に進展するグローバル化と国際競争に積極的に対応しようとする欧州多国籍企業の要求を十分に満たすものではなかった。

このようなリスボン・アジェンダの曖昧さを取り除くために、財界ロビーはその後も活動を一層強化し、とりわけ、欧州委員会を始めとする欧州機関に自らの要求を伝える組織的交流の拡大に努めた。この動きに合わせて、財界の要求を政策化し、それを専門的知識で補強し、さまざまな手段を通じて欧州機関や議会での議論に反映させる「思想の商人」の役割を担当する多数のシンクタンクが設立されるようになっていく。

(注)「思想の商人」については拙稿(2011a)を参照されたい。2009年現在、東欧をふくむ欧州全体で1700を超える多数のシンクタンクの活動が確認されている。これらの中でブリュッセルを拠点としつつ、多数の研究者を国際的に組織し、活発な情報発信を通じてEUレベルで大きな影響力を発揮している組織としては、The Brussels European and Global Economic Laboratory(Brugel), The Center for European Policy Studies(CEPS)他がある。また、典型的な右派財界寄りのシンクタンクとしては、Center for the New Europe, The European Enterprise Institute, The International Council for Capital Formation, Stockholm Network, The International Policy Network(IPN)他がある。これらのシンクタンクの主たる資金源は大手企業と財界団体であるが、多くのシンクタンクは資金源の詳細を公表することを拒んでいる(Corporate Europe Observatory, 2006)。

このような組織的・人的交流を通じて欧州財界と欧州委員会は、2006年に「グローバル欧州:世界での競争」と呼ばれる新しいグローバル化戦略を打ち出した(Commission of the European Communities, 2006)。「グローバル欧州」戦略の中核におかれたのは、第一に、二国間あるいは地域的自由貿易協定(FTAs)の拡大であり、第二に、多国籍企業のグローバルな活動の障害となるあらゆる規制を域内域外を問わず可能な限り取り払う自由化政策の推進であった。

「グローバル欧州」の原案は、2005年に欧州委員会の内部で作成された、EUの貿易政策を見直し、GATTのWTO交渉を促進するための文書(「貿易と競争力に関する個別報告」)であった。この文書の作成過程では、財界団体や財界人との非公開の会合が積み重ねられ、その度に文書は何度も書き換えられた(Corporate Europe Observatory, 2008)。こうした会合で財界側の総意を代表したのは、少数のエリート経営者の集まりであるERTではなく、欧州産業経営者団体連盟(UNICE)と呼ばれるEU加盟各国の中小企業を含む経営者団体で構成される財界ロビーであった(ただし、従来欧州ではロビー活動(lobbying)の語は米国ほど広く使用されていない)。

(註) UNICE については Balanyá et al, *ibid*, pp.37-44 を見てほしい。なお、大所帯の UNICE が EU の貿易政策に関するロビー活動の実働部隊として利用したのは、主として大手企業の関係者によって構成されるビジネス・ヨーロッパ(Business Europe)と呼ばれる関連組織であった。これは欧州委員会の貿易担当機関と直接意見交換できるチャンネルを持ち、「グローバル欧州」の実施過程では、その進捗について独自の評価を欧州委員会に提出し、合わせてグローバル欧州戦略の今後の進め方について具体的な要望を提出している (Business Europe, 2010; 2011)。逆に欧州委員会は、UNICE/Business Europe の活動を支援するために、直接の資金供与以外のさまざまな便宜を提供した。両者の密接な協力関係は、財界にとっては EU の複雑な意思決定過程に直接影響を及ぼす重要な機会であり、他方、欧州委員会にとっては、政策立案に財界の合意を事前に取り付ける貴重な機会を提供しただけではなく、加盟国の合意なしに打ち出す政策に EU レベルの権威を付与する方途でもあった。欧州委員会は財界団体に優先的な会合の機会を保証したのとは対照的に、労働組合や NGO などに対しては、「市民社会対話」と呼ばれる限られた対話の機会を提供した。「市民社会対話」は、財界団体との会合とは異なり、欧州委員会の政策立案に直接結びつくものではなく、むしろ欧州委員会が労働組合や市民団体の活動に関する情報を収集するための機会として利用されるにとどまった(Corporate Europe Observatory, 2008)。

欧州委員会が新たに「グローバル欧州」戦略を打ち出した背景は、GATT の WTO 交渉が、参加国で多数を占めるようになった途上国や国際的活動を活発化させる市民組織の批判によって、必ずしも欧州委員会と欧州財界が望む高いレベルの貿易自由化を達成できなかったこと、とりわけこの交渉過程で欧州と米国とのグローバル化をめぐる思惑の違いが表面化したことであった。このため、欧州財界は、高いレベルでの合意形成が難しい多数国間自由化協定に代わって、選別的に外交的手段が利用できる二国間を含む自由貿易協定の拡大により大きな期待をかけるようになったのである。

FTA 交渉では、財界側は輸出産業や金融・サービス産業が中心になって欧州委員会に優先的な交渉相手国のリストを示し、交渉を通じて実現すべき「自由化」の規準を提示し、交渉の妥結にむけてさまざまな支援を行う。WTO 成立後の FTA 交渉では、単に財の貿易だけではなく、投資自由化と投資家保護、金融・保険を含むサービスや政府調達市場の自由化、さらに、知的所有権のより強固な保護など新しい問題が重要な議題になった。

(註)「グローバル欧州」の実施後 2 年を経た 2008 年 10 月、その達成度を評価する Business Europe の会合が、欧州委員会の貿易担当機関が入る建物を利用して開催され、そこには欧州委員会の貿易担当者だけではなく、その他の分野からも高位の担当者が多数参加した。ここでは、「グローバル欧州」戦略の積極的意義が参加者の間で再確認されるとともに、はかばかしく進捗しない WTO のドーハラウンドを強く促進することで一致した(ただし、ドーハラウンドはその後完全に行き詰まり、これが米国の TPP 交渉参加を促す一つの契機になった。詳しくは拙稿 (2011b) を見てほしい)。会合の締めくくりでは、リスボン戦略の将来が議論さ

れ、EUは今後も財界の要求を踏まえ、財界が認める分野（知的財産権など）を除くあらゆる経済分野の規制緩和と自由化を推し進めるという方針が採択された。この会合の様子を批判的に紹介した **Corporate Europe Observatory(2008)**は、**Business Europe** の主たる目標は、対外的には米国との自由貿易協定であり、域内的にはすでに 2000 年のリスボン・アジェンダで挙げられた市場統合の完成に加え、財界寄りの温暖化対策、労働市場の一層の自由化、イノベーションを促進する基金充実、教育改革、特許制度その他であると記している。

2000 年代後半期に入り、新自由主義的グローバル化の推進を目指した WTO ドーハラウインドの破綻が明らかとなった状況のもとで、TPP をふくむさまざまな地域的あるいは二国間自由貿易協定を目指す動きが世界的に強まっている。こうした動きの最大の推進力となっているのは、激化するグローバル競争の中で激しい生き残り競争を展開する各国の多国籍企業を中心とする財界勢力とそのロビー組織である。交渉相手国や目標地域を選別し、財界の要求をよりストレートに反映できる政府間交渉を通じて、いわば各個撃破的に高いレベルの貿易・投資の自由化を実現することをめざす「グローバル欧州」戦略は、このようなグローバル化の現段階の状況に適応する欧州財界の最新の戦略に他ならない。

しかし、2008 年の金融危機を契機にして顕在化した欧州の金融・財政危機と、これがもたらした市場統合の深刻な危機は、このような欧州財界のグローバル化戦略が域内経済だけではなく国際経済にとってもどれほど大きな危険性を孕んでいるかを明らかにしたのである。

あとがき

欧州各国では、第二次大戦後米英とは異なる価値多元主義、労使共同決定、政府の積極的な調整機能を共通の構成原理とする福祉国家が形成されてきたが、これらの原理は 1980 年代以降加速したグローバル化と、それへの政策的対応を求める財界の要求によって次第に掘り崩されてきた。その結果、多くの国で社会保障制度の切り崩しが進み、労使対立の激化、経済格差の拡大、失業率の上昇、長期不況と財政危機が進行し、公的規制と社会保障制度を中心とする福祉国家の社会的統合機能が衰退すると同時に、金融市場の投機市場化が顕著になり、経済危機を深刻化させてきた。こうした欧州型社会モデルの変容を端的に示したのが、今回の金融・財政危機と、独仏主導のもとで進められた EU の危機対応政策であり、さらにはいまや欧州全体で深刻化する政情不安、極右勢力の目覚ましい伸長である。

今回の金融・財政危機が浮き彫りにしたのは、1957 年のローマ条約から始まった欧州市場統合の過程が、1999 年の EMU 成立と単一通貨導入によって一応の目標を達成したが、それが歴史的な統合過程の完成ではなく、一つの通過点に過ぎなかったという厳然たる事実である。

EMUが単なる通過点に過ぎないということは、もとより新しい知見ではなく、すでにこれまで多くの識者によって繰り返し指摘されてきた。これらの人々の多くは、単一市場と共通通貨を基軸とする市場統合が実質的に完成するためには、加盟国全体の強固な政治的統合と、それによって可能になる高いレベルの政策調整の実現が不可欠であると指摘してきた。

しかし、今回の金融・財政危機とその後の経過が示しているのは、そのような現在では「通説」ともいえる欧州統合のとらえ方が、市場統合と政治統合を二元論的に見て、それらの在り得べき調和を想定する形式的な議論にすぎないということである。

金融・財政危機の根源にある問題は、単に市場統合が政治統合を置き去りにして進められてきたという統合の手法に関わる問題ではない。真の問題は、欧州統合を推進する政治プロセス自体が、グローバル化のもとでEUレベルでの競争政策を求める欧州多国籍企業の要求によって次第に支配されるようになり、欧州機関と財界ロビーの密接な関係のもとで政治的意思決定における民主主義と多元主義が担保されなくなり、その結果、加盟国政府と欧州機関が、加盟国の主権および労働者・市民の権利を重視する欧州型社会モデルの調整と刷新に取り組むことを困難にしてきたということである。深刻な財政危機に苦しむ南欧諸国に対して実現困難な緊縮政策を一方向的に押し付けてきた独仏主導の危機対応政策はこのことを端的に表わしている。

その意味で、今回の金融財政危機として発現した欧州統合の矛盾は、単に域内不均衡を始めとする経済的な矛盾ではなく、すぐれて政治的な矛盾である。したがって、欧州市場統合を再度展望の在る軌道に乗せるためには、とりあえず危機対応策としてギリシャを始めとする南欧諸国へのEUレベルの支援強化が不可欠であるとしても、それで事足りるわけではない。市場統合の基本計画に責任を負う政治プロセス自体を財界と多国籍企業の支配から解き放ち、欧州委員会を始めとする欧州機関の意思決定の民主性・透明性を高め、市場統合に対するこれらの説明責任を抜本的に強化することなしに、経済危機の根源的要因を除去することはできないし、そもそも欧州統合の政治的・経済的正当性を維持することもできないであろう。

参考文献

坂田豊光(2005)『欧州通貨統合のゆくえ』中公新書

高田太久吉(2001)「投資自由化と多数国間投資協定(MAI)」中央大学『商学論纂』第42巻第5号(3月)

----- (2003)「金融グローバル化の新しい展開——1999年WTOシアトル会議後の方向性」大阪経済法科大学『経済学研究年報』第21号(3月)

----- (2011a) 「新自由主義イデオロギーと「思想の商人」」『経済』(12月)

----- (2011b) 「TPPにかける米国の投資自由化のねらい」『前衛』(7月)

- デイヴィッド・マーシュ『ユーロ』（田村勝省訳 一灯社 2011年）
- ALTER-EU(Alliance for Lobbying Transparency and Ethics Regulation in the European Union, 2008) *Secrecy and Corporate Dominance: A Study on the Composition and Transparency of European Commission Expert Groups*(March)
- Balanyá,B. et al(2000) *Europe Inc. : Regional & Global Restructuring and the Rise of Corporate Power*, Pluto Press.
- Bieling, H-J & T.Schulten(2001) Competitive Restructuring and Industrial Relations within the European Union: Corporatist Involvement and Beyond? WSI Discussion Paper(November)
- Business Europe(2010) *Priorities for External Competitiveness 2010-2014: Building on Global Europe*(February)
- (2011) *Putting Europe to Work: The Case for Labour Market Reforms*(July)
- Commission of the European Communities(2006) *Global Europe: Competing in the World*, Commission Staff Working Document(October)
- Corporate Europe Observatory(2006) Brussels Think Tanks Persist in Funding Secrecy, *Brussels Think Tank Survey*(December)
- (2007) Lobbying the European Union by Committees, Briefing Paper(July)
- (2008) *Global Europe: An Open Door Policy for Big Business Lobbyists at DG Trade*(October)
- Cowles, M(1995) Setting the Agenda for a New Europe: The ERT and EC 1992, *Journal of Common Market Studies*(December)
- Delors, J(1989) *Report on Economic and Monetary Union in the European Community*(April)
- Eising,R(2008) Interest Groups in EU Policy-Making, *Living Reviews in European Governance*, Vol.3(May)
- European Parliament(2000) *Lisbon European Council 23 and 24 March 2000: Presidency Conclusions*(March)
- Georgiou,C(2010) The Euro Crisis and the Future of European Integration, *Issue*(October 14)
- Deppe,F & M.Felder(1993) Zur Post-Maastricht-Krise der Europäischen Gemeinschaft, Philipps-Universität Marburg, Arbeitspapier Nr.10.
- Dyson, K(2008) 50 Years of Economic and Monetary Union: A Hard and Thorny Journey, in *Reflections on European Integration* (eds. Phinnemore & Warleigh-Lack) Palgrave.
- Hermann,C(2007) Neoliberalism in the European Union, *Studies in Political Economy*, Vol.79.

- Maselnik,S(2010) The European Neoliberal Union: Transnational Project of Embedded Neoliberalism,
- Peterson,J. & M.G.Cowles(1998) Clinton, Europe and Economic Diplomacy: What Makes the EU Different? *Governance: An International Journal of Policy and Administration*, Vol.11,No.3(July)
- Prenner,M(2003) ERT – European Round Table of Industrialists, Neoliberaler Think Tank der EU? Universität Wien.
- Storey,A(2008) The Ambiguity of Resistance: Opposition to Neoliberalism in Europe, *Capital & Class*, vol.96(Autumn)
- Van Apeldoorn B(2006) The Lisbon Agenda and the Legitimacy Crisis of European Socio-Economic Governance: The Future of ‘Embedded Neo-Liberalism’ Paper to be Presented at the 4th convention of the CEEISA(June)
- Woll,C(2006) Trade Policy Lobbying in the European Union: Who Captures Whom? MPIfG Working Paper(October)
- Wyplosz,C(2006) European Monetary Union: The Dark Sides of a Major Success, CEPR *Economic Policy*(April)